

# 税理士を 賠償から救え！ 相続税理士賠償 レスキューネットが始動

## 「なんば総合会計事務所」

寺西雅行税理士率いる相続レスキューネット(なんば総合会計事務所)が開  
始した「税理士のための賠償責任回避プラン」が注目を集めている。相続  
レスキューネットでは、これまでも土地の再評価による相続税の還付請求を  
手がけているが、今回のプランでは税理士が一度行なった相続税の申告に  
関して土地評価を精査し、減額・還付の可能性を確認する。寺西氏にその  
ねらいや訴訟社会への備えなどを聞くと同時に、今後の税理士業務のあり  
方を考える。

### 「税理士賠償責任回避 プラン」で更正の請求・ 嘆願の可能性を精査

相続レスキューネット(なんば総  
合会計事務所、以下レスキューネッ  
ト)では、土地の相続評価の見直し  
に伴う相続税の還付請求を手がけて  
いる(本誌2002年12月号参照)。  
これは税理士の知識や経験の不足に  
よって、相続税申告における土地評  
価に際して、減価要因を見落として  
いるケースが少なくないためだ。

こうした中、先ごろ他の税目にお  
いて東京高裁は更正の嘆願を怠った  
税理士に賠償命令を命じた。判決で  
は、税理士は更正の請求期間を過ぎ  
た後でも、税金の還付の可能性があ  
る限り、税務署に減額更正を求め  
よう請願すべきであるとしている。  
この判決について寺西雅行氏は「申  
告後の対応としても申告後1年以内  
にできる更正の請求だけではなく、  
国税通則法による申告後5年以内  
にできる更正の嘆願についても納税者  
にアドバイスをする義務が税理士に  
あり、それを怠ると賠償責任が生ず

ると判断されたわけですから」と解説す  
る。そして、寺西氏は「これにより  
相続税の申告が心配される」と言葉  
を継ぐ。

つまり、相続税の申告で土地の評  
価ミスで納税額が間違っていた場合、  
納税者は税理士に賠償が請求できる  
わけだ。自らの申告に絶対的な自信  
があれば別だが、そうでなければ相  
続税の申告には大きなリスクが伴う  
ことになる。

そこでレスキューネットが今回発  
表した「税理士のための税理士賠償  
責任回避プラン」では、こうしたリ  
スクの実際を診断しようというわけ  
だ。レスキューネットでは土地評価  
を精査し、納税額の減額・還付の可  
能性を確認し、減額更正の必要なし  
と判断した場合には証明書を発行す  
る。このサービスは無料で提供され  
る。

他方、精査の結果、減額更正の可

能性のある場合には、レスキューネ  
ットが更正の請求・更正の嘆願を代  
行する。この場合は期間や状況など  
に応じて還付税額の30〜50%を成功  
報酬とする。そして、このうちの1  
部をジョイントする元の税理士にバ  
ックすることになっている。

レスキューネットに依頼する税理  
士は、申告書のほか、土地の評価明  
細書と住宅地図、路線価図を提出す  
る。こうした資料が整っていれば通  
常1週間以内で調査結果が出るとい  
う。

「調査結果には三つのパターンがあり  
ます。ひとつは書類の調査だけで更  
正の余地は存在しないと判断できる  
ケース。二つ目は現地調査をしない  
とわからないケース。最後のひとつ  
は現地調査の結果更正の余地が存在  
すると判断するケースです」(寺西氏)  
そして、余地がない場合には「蓋  
然性がないと思量する」ということ



寺西雅行氏  
税理士。なんば総合会計事務所所  
長、(株)サポート21代表取締役、大阪  
府中小企業支援アドバイザー、相続  
レスキューネット主宰。

なんば総合会計事務所  
土地評価による相続税減額申請のバイオニア  
相続レスキューネット

税理士のための賠償責任回避プラン

相続レスキューネットでは相続税分野を対象とした「税理士のための賠償責任回避プラン」サービスを開始しました。

先にも東京府の「税理士による賠償責任回避プラン」でも、税金が滞り続ける可能性がある限り、税理士は賠償責任を負うことになる。相続税の計算ミスや申告漏れなどにより、申告書の内容が不正確となり、税務当局から調査を受けることになる。申告書の内容が不正確な場合には、申告書の提出後1年以内に申告書の訂正を提出し、訂正後の申告書に基づいて税金を支払う必要がある。申告書の訂正が完了した後も、税務当局から調査を受ける可能性がある。また、申告書の内容が不正確な場合には、税務当局から調査を受ける可能性がある。申告書の内容が不正確な場合には、税務当局から調査を受ける可能性がある。

相続レスキューネットHP  
http://souzoku-rescue.net/

になる。また、可能性はあっても少額のケースでは「蓋然性がある」とまでは言い切れない」という表現になる。

回避プランの対象となるのは「遺産総額5億円以上か、もしくは税額が5千万円以上の案件」と寺西氏は言う。こうした案件のうち更正の請願・嘆願を行なうことになれば、その際の実務はレスキューネットが担当する。

案件を持ち込んだ税理士は丸投げしてもよいし、レスキューネットとともに現地での調査に加わるなどしてそのノウハウを習得することもできる。また、更正の請願を共に出すこともでき、どのジョイント方式の場合でも「納税者は真摯な税理士に

は賠償請求を求めないと思われず。私どもでは、賠償のお手伝いは一切お断りしていますが、賠償まで考えられる方は皆、税理士側の「不誠実な態度・対応」を原因とされているようですから」と寺西氏は言う。

### 賠償の回避は第三者による監査で

実は、寺西氏のもとには先の高裁判決が下る以前から申告を担当した税理士から相談が持ち込まれていた。中には更正の嘆願に取り組んだが、却下されそうなので案件を持ち込んできたというケースもあったという。

近年は司法書士や弁護士がネットワークを組んで、税理士賠償を前提に案件を掘り起こす動きがある。また、外国弁護士なども虎視眈々と機会をうかがっている。税理士賠償は彼らのビジネスとして格好のターゲットになっているわけだ。

こうした動きに対応するためには、個々の分野で自分より能力の高い専門家に仕事のチェック、いわば監査を依頼する必要があるのではないだろうか。

「自分の仕事の結果に不安がある人は、本人が一番よくわかっているはずで

す。こうした正直な人を救っていきたいのです」と寺西氏は今回のプランの真意を語り、さらに次のように言葉を継ぐ。

「自分が行なった申告を他の税理士に精査させるのは勇気のいる行動です。しかし、『自分も一生懸命やったが、さらに詳しいプロに精査してもらったら還付請求ができるかもしれない』といえ、納税者にも誠実で正直な行動としてプラスの印象を与えるのではないでしょう。私自身もその先生の信用とプライド、そして守秘義務は必ず守らなければいけないと思っています」

### 生き残る税理士は本物のプロと真のビジネスマンに2極化

寺西氏はかねてからマイスター制度のような専門家認定制度を提唱している。税理士であるというだけでなく、どの分野でマイスターなのか、専門分野を明らかにする必要があり、というわけだ。

医師の世界では外科の中にできえ整形外科もあれば、心臓外科もある。病気が複雑なときにはこれらの専門医がスクラムを組んで患者の治療に

あたる。これと同様、税理士の世界でも得意分野を明確にした専門家のネットワークが求められているのではないだろうか。

「そのときに勇気をもってこれらではできないけれど、これは専門外といえるかどうかです」と寺西氏は言う。

事実、寺西氏は相続のプロを自認していても、資産税のプロなどという表現は決してしない。また、不得意分野については他の税理士に紹介するケースもある。

これからの税理士の生き方には記帳代行などの資格と関係ないところでビジネスを展開する方法がある。他方、専門家としての生き方を選ぶのであれば、よりセグメントされた専門分野を持たねばならない。この中間はありえない。

確かに現状ではどちらの極にも属さない税理士が多数派だ。しかし、これからはこうした中途半端なポジションで生き残りを図るのは難しいのではないだろうか。

資格と関係ないところでビジネスを展開し、異業種とも競合していくのか、それともよりセグメントされた専門分野を極めるのか。こうした2つの極が選択肢になるのではないだろうか。